

別表12 身体障害者

身体障害者とは、身体障害者福祉法施行規則第7条（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号（身体障害者障害程度等級表）の障害の級別1級から3級に定める程度の障害の状態（下表）がある者をいいます。

級別	身体障害
1級	1. 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの 2. 両上肢の機能を全廃したもの 3. 両上肢を手関節以上で欠くもの 4. 両下肢の機能を全廃したもの 5. 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの 6. 体幹の機能障害により坐っていることができないもの 7. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 8. 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの 9. 心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 10. じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 11. 呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 12. ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 13. 小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 14. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	15. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 16. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの 17. 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう） 18. 両上肢の機能の著しい障害 19. 両上肢のすべての指を欠くもの 20. 1上肢を上腕の1/2以上で欠くもの 21. 1上肢の機能を全廃したもの 22. 両下肢の機能の著しい障害 23. 両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの 24. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 25. 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの 26. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 27. 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの 28. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	29. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 30. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの 31. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） 32. 平衡機能の極めて著しい障害 33. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失 34. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 35. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 36. 1上肢の機能の著しい障害 37. 1上肢のすべての指を欠くもの 38. 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの 39. 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 40. 1下肢を大腿の1/2以上で欠くもの 41. 1下肢の機能を全廃したもの 42. 体幹の機能障害により歩行が困難なもの 43. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 44. 不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの 45. 心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの 46. じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの 47. 呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの 48. ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの 49. 小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの 50. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

（注）

1. 身体障害の状態が、身体障害者障害程度等級表の4級の障害の2種目以上に重複して該当するために3級とみなされる場合、または4級以下の異なる等級の障害の2種目以上に重複して該当するために3级以上とみなされる場合も本表に該当したものとします。

(備考)

1. 指を欠くもの
「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいいます。
2. 指の機能障害
「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
3. 上・下肢の障害
 - (1) 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。
 - (2) 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。